

令和4年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和4年8月31日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第6 議案第48号 古橋遊水池整備工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第49号 瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第50号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第51号 令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第52号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第54号 令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第55号 令和3年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第56号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第57号 令和3年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第16 議案第58号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第17 議案第59号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第60号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第61号 令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第62号 令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第63号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第64号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	調 整 監	宇 野 真 也
環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博	教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	代 表 監 査 委 員	浅 村 孝 司
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	久 野 秋 広	書 記	古 澤 秀 樹
-------------	---------	-----	---------

### 開会及び開議の宣告

○議長（若井千尋君） ただいまから、令和4年第3回瑞穂市議会定例会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若井千尋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号10番 今木啓一郎君と、11番 杉原克巳君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（若井千尋君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの23日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月22日までの23日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（若井千尋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

7件報告します。

まず3件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり3件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により、監査委員から受けております。検査は、令和4年5月分、6月分及び7月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

2件目は、市議会議長会関係の報告です。

7月13日に、第288回岐阜県市議会議長会議が郡上市で開催され、議長・副議長と私の3人が出席しましたので報告します。会議では、令和4年2月4日から令和4年7月12日までの会務報告の後、令和3年度決算の認定など4議案が審議され、いずれも原案のとおり可決・認定

されました。また、次回の岐阜県市議会議長会議は、下呂市での開催が決定されました。

3件目は、岐阜県消防操法大会へ出場した市消防団への激励について報告します。

8月7日、山県市伊自良総合運動公園にて岐阜県消防操法大会が開催され、本市消防団が出場し、議会を代表して議長・副議長により応援・激励を行いました。本市消防団は13番目の出場であり、見事な操法により48年ぶりの優勝を勝ち取りました。優勝しました本市消防団は、本年10月29日に千葉県で開催される全国大会に出場されるということでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（若井千尋君） 以上報告した3件の資料は、事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思えます。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

7月20日に開催された一般社団法人日本経営協会主催の行政管理オンライン講座について、関谷守彦君から報告を願います。

5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より、議員派遣の報告について発言の許可をいただきましたので、7月20日に開催されました日本経営協会主催の行政管理オンライン講座、これについて報告をさせていただきます。

日本経営者協会主催の今回の地方議員、議会事務局担当者のための効果的な広報広聴の進め方のポイントと題した研修会でありました。この研修会には、議会広報編集委員会の馬淵ひろし委員長、棚橋敏明委員、藤橋直樹委員、そして私、関谷の4名全員がオンラインで瑞穂市の総合センターから参加をさせていただきました。

今回の研修の講師は、佐久間智之氏であります。佐久間氏は埼玉県三芳町の役場で広報担当を主にして勤務をされ、2020年役場を退職されて、現在は自治体などの広報アドバイザーなどをされておられます。

今回のこの研修のポイントは、広報の一番大切なことは、伝える広報ではなく伝わる広報、これにしなければならないというお話でありました。そのためには、まず手に取ってもらえるものにしなければならないので、表紙が非常に大切だというお話がありました。住民の知りたいことが一目で分かる工夫をすること、そして何よりも住民中心の構成にすることなどが強調されました。そのための構成やレイアウト、文字の使い方など、技術的なことも含め非常に具体的なお話を聞くことができました。

今回の研修で得たことを生かし、私たちの議会だよりもよりよいものにしていけるよう努力をしていきたい、そのような決意を新たにさせていただきました。

以上をもちまして、7月20日に行われました議会広報編集委員会の研修会についての報告を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 次に、7月20日・21日の市町村議会議員研修、自治体決算の基本と実践について、森健治君から報告願います。

6番 森健治君。

○6番（森 健治君） 改めまして、おはようございます。

議席番号6番、創緑会、森健治でございます。

ただいま議長より、大津での令和4年度市町村議会議員研修の報告の許可をいただきましたので報告いたします。

先般7月20日・21日と、大津市唐崎にある全国市町村国際文化研究所において、自治体決算の基本と実践、副題として行政評価を活用した決算審査を受講いたしました。

今回の受講者は78名、2名のコロナ感染で欠席者が当日出てしまいましたけれども、北は茨城、南は鹿児島県の沖永良部、和泊、奄美のほうからも参加がございまして、55の自治体でございました。岐阜県からは、お隣の本巣市から1名、瑞穂市から私、森健治1名でございました。

初日は、武庫川女子大学経営学部、金崎健太郎教授より、自治体決算の意義と審査のポイントについての講義でした。講義の内容は、地方公共団体と民間企業の会計の違い、2点目、歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査、その適否を見る。3点目が、次年度予算の執行の際の指針とする。4点目、決算を用いた財政診断、分析でございました。

2日目は、静岡県立大学経営情報学部、小西敦教授より、行政評価を活用した決算審査についての講義、演習でした。決算審査の実践ということで、静岡県藤枝市の参考事例の紹介、個々の指標の説明等がございまして、その後、20のグループに分かれて討議を行い、発表及び講師からの講評があり、講師の講義のまとめで終了いたしました。

参考までに、予算決算特別委員会を設けている自治体は55自治体全部でございましたけれども、あまり多くはなく少数でございました。

この2日間にわたる研修は、コロナ感染者が急増し始めたときでした。決算・予算に対する理解を深めるのに貴重な研修でした。

以上、市町村議会議員研修の報告とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 次に、8月1日・2日の市町村議会議員特別セミナーについて、北川静男君から報告願います。

4番 北川静男君。

○4番（北川静男君） 改めまして、おはようございます。

議席番号4番、創緑会、北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより研修報告をさせていただきます。

令和4年度の第2回市町村議会議員特別セミナーが8月1日から2日の2日間、大津の全国市町村国際文化研修所で、初日、「政策に強い議会をつくる」「市町村における脱炭素のススメ」、2日目に「人口減少時代における地方創生を進めるポイント」「自治体デジタルトランスフォーメーションの基本と議会の役割」の4つのタイトルでセミナーが開催されました。

瑞穂市議会からは、議席番号1番 広瀬守克議員、議席番号2番 藤橋直樹議員と私の3名が参加してまいりました。

今年度の研修は、新型コロナウイルスの感染対策のため、大きな講堂でソーシャルディスタンスをしっかりと確保して行われ、北は北海道から南は九州まで、全国から117名の来所、オンラインによるハイブリッド開催による109名と、トータル226名が参加いたしております。

まず初日は、開講オリエンテーションを行った後、中央大学法学部副学長 磯崎初仁先生から「政策に強い議会をつくる」、公益財団法人地球環境戦略研究機関上席研究員の藤野純一先生から「市町村における脱炭素のススメ」の講義がありました。

磯崎先生の「政策に強い議会をつくる」では、自治体議会はどうあるべきか、議会の権限を確認しよう、議会の政策力をどう強化するか、政策形式ごとの審議のポイントは何か、議会事務局のサポートをどう強化するかについての講義があり、諮問型議会、閉鎖型議会から、規則主義、前例主義からの脱皮を図った政策形成型議会、協働型議会への改革の必要性を話されました。このテーマにおいては、議会に対する住民参加を促進するよう努力することが重要かつ議会改革の試みの必要性を学びました。

次に、公益財団法人地球環境戦略機関、藤野純一先生から「市町村における脱炭素のススメ」の講義があり、地球における脱炭素の取組の例、世界の温暖化対策の潮流、地域脱炭素ロードマップ等の話をされました。このテーマにおいては、地球脱炭素は地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ、地方創生に貢献することを学びました。

2日目は、関東学院大学法学部地域創生学科准教授 牧瀬稔先生から「人口減少時代における地方創生を高めるポイント」、磐梯町最高デジタル責任者 菅原直敏先生からデジタル変革の講義がありました。

まず、牧瀬稔先生の「人口減少時代における地方創生を高めるポイント」では、まち・ひと・しごと創生法の説明から始まり、国勢調査から見る人口推移、全国で増加した都道府県は8都道府県のみで、あとは全て減少しているという話と、それから2050年には1億人を割り、2060年には8,600万人となる時代の話があり、自治体の人口減少時代の政策づくりへ話がありました。

人口減少におけるキーワードは、住民の創造でした。これは、出生数の増加、死亡数の減少等の自然増と、転入の促進、転出の抑制の社会増であります。今後は転入者を促進するために自治体間競争の幕開けの時代と言われていています。そのためには地方自体がそれぞれの地域性や空間的特徴などの個性を生かすことで創意工夫を凝らした政策を開発し、他地域から住民等を獲得することが急務となっております。

次に、菅原直敏先生から、デジタル変革では、まずICT化とDX化の違いの説明があり、DX化を進めるには議員・住民の理解、デジタルリテラシーの向上、庁舎内・住民の課題の抽出が必要であり、首長に対するトップマネジメントセミナーや議員・職員を対象にした研修会が必要だと訴えられました。

DX化の目的は、住民サービスの向上を主な目的として、デジタル技術を用いて新しい価値を生み出した仕組みを変えることです。

今回の2日間の研修は、各テーマが身近で、理解しやすく分かりやすい研修でした。今回の共通のキーワードは、住民本位の住民福祉のサービスでした。4人全員の講師からその言葉が出てまいりました。住民課題をリサーチし、問題解決に私も今後取り組んでいきたいと思いません。

以上で研修報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 次に、8月19日に開催された市町村議会議員セミナー、自治体DXについて、今木啓一郎君から報告願います。

10番 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号10番 今木啓一郎でございます。

ただいま若井議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年度市町村議会議員セミナーについて、当市の参加者を代表して御報告申し上げます。

8月19日13時半より16時まで、県民ふれあい会館にて開催され、受講者名簿によれば、県内市町村議員及び議員の方100名が参加。当議会からは、若井議長をはじめ計12名が参加してまいりました。

演題は、「自治体におけるDXとは」です。講師は高橋亮平氏。高橋氏は市川市議会議員を約6年務められた後、松戸市政務担当官、中央大学特認准教授を経て、現在は神奈川県DX推進アドバイザー、株式会社メルカリ政策企画参事をなされています。

さて、演題にある最近よく耳にするDX、デジタルトランスフォーメーション、その意味は、デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をよりよいものへと変革することを示すものと理解し、自治体においては、デジタルの力で住民の利便性や職員の働き方を向上させることとの認識の下、講義に臨みました。

当市でもDXの一環としてペーパーレス化を目的に議員、執行部にタブレットの貸与がなされていますが、よく職員にノートパソコンなどを配付し、資料などをPDF化などのデータ化することで印刷の手間をなくすこととなり、DX化できたとの誤認がある。そうではなく、紙でできないことがデジタルでできること、今までできないことがDX化でできることという視点が抜けている。例としては、行政では部署が業務遂行のため調査した重要なデータ資料が担当部署課内で埋もれて他部署に開示されていないものも多くある。それらの資料データをクラウド上に共有化し、活用することをまずは促す。そして、会議などの最中に、参加者が会議録や必要となる共有資料を同時編集することを可能とすることである。

また、職員間の連絡手段として、多くの場で内線電話が採用されているが、業務に集中している職員に相談したい職員のタイミングで内線電話することで業務に集中している職員の集中力をそぎ、弊害となる場合がたまに見える。そこで、LINEなどのチャットコミュニケーションを導入、活用することで、お互いのタイミングで相談内容やその回答を送り合うこと、参考資料やリンク先などを貼り付けることができる環境を整えることである。

また、DX化のキーワードは、一斉にとりか完璧にしようとかに固執するのではなく、やれるところから取り組むことであるとの説明がありました。

最後に、講師は、冒頭にあるように議員経験に加え、産学官の立場で経験をされている方であり、その立場から、自治体におけるDX化に限らず、事務・業務に関して何のためにやっているのかを問い、評価基準として、例えば要望のあった道路の整備予算をどれだけ使ったかというインプット評価、道路整備事業をどれだけしたかというアウトプット評価だけでなく、その道路整備事業でどれぐらいの渋滞が緩和されたかというアウトカム評価などがあるが、アウトカム評価基準を重視すべきであるとの言葉もありました。

世界の潮流であるSDGsを実現する手段の一つがDX化であると思います。当市においてDX化が今後一層推進されること強く期待し、議会としてもDX化に限らず、審議の場でアウトカム評価をより重視すべきであるということを学びました。

以上で研修の報告とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（若井千尋君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 改めまして皆様、おはようございます。

それでは、8件の行政報告をさせていただきます。

初めに、令和4年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告をします。

令和4年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る8月24日、岐阜市もえぎの里多目的体育館において開催されましたので、その状況について報告いたします。

議案は3件であり、概要は次のとおりであります。

議案第8号令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ56億8,207万2,000円を追加し、総額2,819億9,541万7,000円とするものであります。

歳入は、令和3年度療養給付費の精算に係る国、県、市町村支出金8,717万2,000円、繰越金55億9,490万円であります。

歳出は、令和3年度療養給付費等の精算に伴う償還金56億8,207万2,000円であります。

次に、議案第9号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

妊娠、出産、育児等の仕事の両立を支援するとともに、国の非常勤職員の休暇制度との権衡を図るため、条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第10号令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計につきましては、歳入総額2億5,804万1,944円、歳出総額2億3,885万5,778円で、差引額は1,918万6,171円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金2億2,004万3,000円であります。

歳出の主なものは、人件費等の総務費2億3,735万9,000円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,726億5,391万8,076円、歳出総額2,603億3,708万2,207円で、差引額は123億1,683万5,869円となりました。

歳入の主なものは、市町村支出金477億5,230万3,000円、国庫支出金848億3,774万6,000円、支払基金交付金1,023億8,473万7,000円、繰越金160億3,139万6,000円などあります。

歳出の主なものは、保険給付費2,484億9,005万9,000円、諸支出金100億9,984万4,000円、保健事業費10億1,175万円などあります。

以上3議案は、質疑・討論なく、採決の結果、全て可決されました。このほか3件の専決処分報告があり承認されました。

詳細については市民部医療保険課に資料が保管されていますので、御覧いただければと思います。

次に、財政の健全化判断比率等に関する報告を一括して申し上げます。

報告第5号令和3年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について、報告第6号令和3年度瑞

穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第7号令和3年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第8号令和3年度瑞穂市下水道事業会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度決算に基づき算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、いずれも発生はしておりませんでした。

実質公債費比率につきましては、前年度より0.2%増の0.4%となりました。よって、ここに監査委員の意見を付して報告します。

次に、報告第9号令和3年度瑞穂市一般会計継続費精算報告書の報告について報告します。

J R穂積駅周辺交通機能等改善事業及び（仮称）中山道大月多目的広場整備事業の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第10号令和3年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正についてを報告します。

令和4年6月2日に提出した報告第4号令和3年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、翌年度繰越額を訂正したことにより報告するものであります。

次に、報告第11号令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算繰越計算書の訂正について、報告します。

令和4年4月28日に提出した報告第2号令和3年度瑞穂市下水道事業会計繰越計算書の報告について、翌年度繰越額の財源内訳を訂正したことにより報告するものであります。

以上8件について行政報告をさせていただきました。

○議長（若井千尋君） これで行政報告は終わりました。

---

#### 日程第5 議案第47号から日程第22 議案第64号までについて（提案説明）

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦についてから、日程第22、議案第64号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

異議ございませんね。

市長、提出議案についての提案理由の説明を求めます。

森和之君。

○市長（森 和之君） 暦は9月に変わろうとしていますが、まだまだ厳しい暑さが続いています。今年の東海地方の梅雨明けは6月27日と、梅雨の期間は1951年の統計開始以来、13日間と最短となりました。その後は猛暑による熱中症、線状降水帯による大雨、コロナ感染拡大と、命に関わるような日々が続いております。

議員、市民の皆様方におかれましては、残暑のお見舞いを申し上げますとともに、本日、令和4年第3回瑞穂市議会定例会に御出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

毎年のように梅雨の末期から、全国どこかで線状降水帯が発生し災害が起きています。この夏は記録的な大雨と猛暑となりました。今までの夏とは異なり偏西風が北へ蛇行したことや、ラニーニャ現象などの持続的な温暖化傾向も関係し、2つの高気圧が重なって日本列島を覆ったことなどが要因となっており、世界規模の異常気象をもたらしております。

去る7月14日からの大雨により、宮城県で災害救助法の適用されたことをはじめ、18日には長崎県で線状降水帯による崖崩れなどの被害が発生し、8月3日からも同様に線状降水帯により、東北・北陸地方で橋の崩壊や最上川などの河川の氾濫により災害が多発しており、山形・新潟県にも災害救助法の適用がされました。広範にわたる災害で被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願っております。

岐阜県においても、25日夕方、岐阜市で1時間当たりの降水量が8月としては観測史上最大となる78ミリとなり、境川の一部で氾濫し、午後8時には警戒レベル5段階のうち最も高いレベル5を発表され、氾濫場所においては命を守るための最善の行動を呼びかける事態となりました。幸いにして大きな被害には至らなかったものの、このように災害はいつ起こるか分かりません。これからの時期は、集中豪雨に加えて台風への備えが必要な時期を迎えます。こうした災害に対して、日頃の備えが必要となってまいります。

本市では、どんな災害の発生した場合でも、可能な限り最小化し、迅速に復旧することができるよう、瑞穂市国土強靱化地域計画を策定しております。また、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度アクションプランを策定し、適宜見直しながら、日頃の備えを万全に期してまいります。

7月4日には、巣南中学校の生徒と共に、平和意識の醸成を図ることを目的に、被爆の実相を語る平和の象徴である被爆アオギリ2世を植樹しました。生徒代表からは、学校の平和学習を通じ、戦争といじめはどちらも平和に生きる権利を奪うと感じた。アオギリを大切に育て、平和への思いを強く持ちたいと力強く語ってくれました。

また、8月9日から21日まで、「平和企画展～知る、学ぶ、語り継ぐ～」を総合センターで開催し、21日にはみずほ平和の祈り2022として、映画「この世界の片隅に」を上映しました。主人公のすずが大切にしていたものが戦争により失われていく内容に、多くの市民の皆さんと平和の大切さ、命の貴さを共有することができました。

今年は終戦から77年目を迎えました。今年2月24日に起きたロシアによるウクライナへの武力侵攻は長期化しており、8月24日はウクライナの独立記念日でしたが、戦争が始まり6か月を迎えた日でもありました。戦争の悲惨さを改めて現実のものとして感じるとともに、一日も早く停戦協議、そして戦争が終わることを願っています。

さて、全国の新型コロナウイルス新規感染者数が連日20万人を超え、昨冬のピークの2倍に

達しております。

国では、改めて個々の人の基本的な感染対策と事業者の感染リスクを引き下げる適切な対策の徹底を行いながら、できる限り社会経済活動の維持と医療の逼迫の回避を両立できるよう、これまでの対策に加えて社会経済活動を維持しながら、感染拡大に対応する都道府県への支援と、病床、診療・検査医療機関の逼迫回避に向けた対応を行っています。

岐阜県においては、8月5日に岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「「第7波」感染急拡大継続への対応～岐阜県B A. 5対策強化宣言～」が決定されました。現在、人口10万人当たりの新規陽性者数が過去最多を更新し続ける状況を踏まえ、基本的な感染防止対策を油断なく継続するよう呼びかけるとともに、職場での感染防止対策や人との接触を低減する取組の継続を求めています。

当市でも、昨日時点での累計8,298名の感染者が確認されています。7月は1,431人の感染者であったのが、8月は昨日時点で2,993人の感染者が確認されており、連日増加している状態となっています。8月5日に市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、市内の感染者数の発生状況や傾向などを情報共有し、岐阜県B A. 5対策強化宣言が示されたとおり、市においても引き続き基本的な感染防止対策を常に意識した行動を呼びかけております。

ワクチン接種については、現在、60歳以上の方、基礎疾患等がある方、医療従事者、高齢者施設・障害者施設従事者等の方を対象に、7月から4回目の接種を開始し、接種率は約60%となっております。

また、オミクロン株対応ワクチンについては、今年の10月半ば以降、初回接種1回・2回目の完了者全員に対してオミクロン株に有効とされるワクチン接種を実施する計画を立て、準備を進めているところです。今後も一人でも多くの市民の皆様にご接種していただけるよう対応してまいります。

このような中、うれしい話題としまして、3年ぶりに開催されました第71回岐阜県消防操法大会においては、見事に瑞穂市消防団が優勝をしてくれました。選手の皆さんにとっては大きなプレッシャーがかかる中、見事な操法だったと感じました。これもふだんの訓練のたまものだと思います。10月29日の千葉県で開催される全国大会でも頑張ってくださいよう応援をさせていただきます。

続いて経済情勢に目を向けてみますと、8月15日に内閣府が発表した今年4月から6月までのGDP速報値は、年率換算で2.2%の増で、3四半期連続のプラス成長となりました。プラス成長の要因は、宿泊や飲食をはじめとする個人消費が持ち直したことなどが影響しました。

また、内閣府の7月の月例経済報告では、景気は緩やかに持ち直している。先行きについては、感染対策を万全に期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していることが期待される。ただし、世界的な金融引締めが進む中での金融資本市場

の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意が必要であると  
しています。

今後については、帝国データバンクの民間調査によると、10月から12月頃の値上げ予定を業  
種別に見ると、農林水産が全体の32.0%、次いで小売が26.2%と続き、生活に身近な商品で値  
上げが続くことがうかがえ、まだまだ厳しい状況が続くとされています。

瑞穂市のコロナウイルス対策事業等の進捗状況につきましては、地方創生臨時交付金のうち、  
中小企業・小規模事業者活性化事業につきましては、引き続き瑞穂市商工会の協力の下に多く  
の事業者の方が申込みをされ、順調に進んでおります。

また、原油価格・物価高騰対応分においては、原油価格高騰の影響を受ける市内中小企業等  
に支援する事業についても順調に進んでいるところです。

今回提案します補正予算においても、地方創生臨時交付金事業として、市内事業所の活性化  
補助金などコロナウイルス対策関連の予算を計上させていただいています。

本定例会においては、令和3年度決算が出そろい、財政状況も明らかとなりましたので総括  
しますと、実質収支は例年同様、黒字となりました。

基金の積立現在額は、前年度より13億2,846万7,000円増額し、地方債現在高も昨年度より2  
億8,725万6,000円増額となっております。

財政指標の状況を見ますと、財政力指数においては、前年度とほぼ同数値の0.76となってお  
り、経常収支比率においては前年度より6.6%下がり76.9%となっております。

昨年度の決算に係る報告は以上ですが、総括して基金は増大、起債は微増でした。経常収支  
比率は下がり、実質公債比比率は僅かに増えていますが、財政の体力的に全く問題はないもの  
です。今年度も引き続き、コロナウイルス感染症により予算も激しく変動していますので、慎  
重な財政運営が必要な状況であると言えます。今後においても常に健全財政を意識してまいり  
ますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事案件が1件、工事請負契約の締結に係る案件が1件、条例改正  
に関する案件が2件、決算の認定及び剰余金の処分に関する案件が8件、補正予算に関する案  
件が6件の合計18件であります。

それでは、順次提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 江間よし子氏の任期が令和4年12月31日に満了となることから、引き続き江  
間よし子氏を、また小森保直氏の任期が同日に満了となることから、新たに古川文行氏を人権  
擁護委員の候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意  
見を求めるものであります。

次に、議案第48号古橋遊水池整備工事請負契約の締結についてであります。

古橋遊水池整備工事に当たり一般競争入札を実施したところ、株式会社松野組が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会の答申を受け、瑞穂市の将来を担う子供たちが尊重され、子供たちのまちづくりに参画する権利が保障されることを明確にするため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第50号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

議案第51号令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額228億2,504万5,000円、歳出総額213億8,294万3,000円、差引額14億4,210万2,000円のところ、翌年度へ繰り越すべき財源4億7,384万9,000円を除くと、実質収支額は9億6,825万3,000円となりました。

歳入では、前年度と比較すると、地方消費税交付金、地方交付税、繰越金等で19億2,933万2,000円増額となり、国庫支出金、財産収入、繰越金等で49億8,022万2,000円減額となり、総額30億5,089万の減額となりました。

歳出では、前年度と比較すると、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費、公債費で21億3,095万6,000円増額となり、総務費、労働費、土木費、教育費で54億7,534万8,000円減額となり、総額で33億4,439万2,000円の減額となりました。

次に、議案第52号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額46億8,321万8,000円、歳出総額45億9,430万2,000円、差引額8,891万6,000円となりました。単年度収支は1,697万円の赤字であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億4,754万6,000円、県支出金32億119万円、繰入金4億1,238万8,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費31億2,208万8,000円、国民健康保険事業費納付金12億2,011万4,000円などであります。

次に、議案第53号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

てであります。

歳入総額 6 億 2,055 万 5,000 円、歳出総額 6 億 394 万 3,000 円、差引額 1,661 万 2,000 円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 4 億 4,894 万 5,000 円、繰入金 1 億 2,473 万円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 5,787 万 8,000 円であります。

次に、議案第 54 号令和 3 年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 2,322 万 2,000 円、歳出総額 2,089 万円、差引額 233 万 2,000 円となりました。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料 648 万 4,000 円、一般会計繰入金 1,450 万 3,000 円となりました。

歳出は、農業集落排水事業費 997 万 9,000 円、公債費 1,091 万 1,000 円となりました。

次に、議案第 55 号令和 3 年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出について、収入総額 5 億 9,617 万 6,000 円、支出総額 4 億 7,094 万 2,000 円となりました。

損益については、純利益 9,484 万 3,000 円となりました。また、資本的収入及び支出においては、収入総額 8,160 万 7,000 円、支出総額 4 億 5,294 万 6,000 円となりました。

次に、議案第 56 号令和 3 年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出において、収入総額 2 億 4,947 万 8,000 円、支出総額 2 億 271 万 4,000 円となりました。

損益については、純利益 4,579 万 6,000 円となりました。また、資本的収入及び支出においては、収入総額 4 億 4,731 万 1,000 円、支出総額 5 億 34 万 6,000 円となりました。

次に、議案第 57 号令和 3 年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金 2 億 5,013 万 6,000 円のうち、減債積立金に 900 万円、建設改良積立金に 8,600 万円を積み立て、1 億 5,505 万円を資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第 58 号令和 3 年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金のうち、当年度純利益 4,579 万 6,000 円を減債積立金に積み立て、減債積立金から振り替えた 3,808 万 5,000 円を資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第 59 号令和 4 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 5 号）についてであります。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 10 億 8,031 万 9,000 円を追加し、総額 212 億 5,736 万 4,000 円とし、2 件の債務負担行為と、3 件の地方債の補正をするものであります。

今回の補正では、地方財政法第 7 条の規定により、前年度決算剰余金の処分として公共施設

整備基金積立金に3億2,700万円、下水道事業対策基金積立金に1億5,800万円を計上しました。

歳入の主なものは、市税を2億300万円、地方交付税2億9,622万1,000円、前年度繰越金を6億6,825万3,000円、それぞれ増額し、繰入金1億5,062万3,000円、市債4,410万円を減額しました。

歳出の主なものは、総務費として、公共施設整備基金積立て、下水道事業対策基金積立て、合わせて5億8,500万円を増額し、土木費として用地交渉が完了した道路新設改良費や、舗装事業、転落防止柵設置、水路改良などの維持補修工事費など合わせて1億5,122万円を増額しました。

また、民生費として、保育所施設整備費の公私連携型保育所整備事業造成工事の総事業費を1億3,750万円のうち6,875万円計上し、残額につきましては、令和5年度の事業として債務負担行為の補正として計上しました。

地方創生臨時交付金としては、総務費の市内事業所活性化補助金に1,830万4,000円増額しました。この補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、長引くコロナ感染症により疲弊する市内飲食店事業者への地域経済の振興、活性化を図るため、商工会へ補助し循環するものであります。

次に、議案第60号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,957万3,000円を追加し、総額47億7,046万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、基金積立金5,545万5,000円、諸支出金3,346万円の増額などでありあります。

歳入の主なものは、前年度繰越金8,891万5,000円、繰入金1,440万7,000円の増額などでありあります。

次に、議案第61号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ978万9,000円を追加し、総額6億6,989万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、一般会計繰出金978万9,000円、歳入は、前年度繰越金1,661万1,000円でありあります。

次に、議案第62号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和3年度決算額の確定に伴い、歳入予算を組み替えるものであり、前年度繰越金133万2,000円増額し、一般会計繰入金を同額減額するものであります。

次に、議案第63号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入及び支出においては、収入を15万3,000円増額し、支出を2,137万1,000円増額するものであります。

資本的収入及び支出においては、それぞれ767万8,000円増額するものであります。

最後に、議案第64号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出の予定額を、それぞれに296万2,000円を追加するものであります。

以上、18件の提出議案につきましての概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） これで、提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 浅村孝司君。

○代表監査委員（浅村孝司君） よろしく申し上げます。

それでは、監査委員を代表いたしまして、審査結果について御報告申し上げます。

決算審査の対象は、令和3年度一般会計と3つの特別会計、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書ほか、公営企業としての水道事業会計、下水道事業会計の合計8部門でございます。

詳細につきましては、意見書の各項目を御覧いただくようお願い申し上げ、私からは審査の結果と意見につきまして、要点を絞り報告させていただきます。

まず、一般会計、特別会計、歳入歳出決算及び基金運用状況でございます。

意見書の1ページ目を御覧ください。

審査に付された各会計の決算明細書及び実質収支の状況、財産に関する調書は、いずれも関係法令に従い作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確であると認められました。

一般会計及び特別会計を合わせた決算額は記載のとおりでございますが、歳入約281億円、歳出約266億円で、前年に比較すると歳入では約29億円、歳出では約31億円と、それぞれ減少しました。

歳入と歳出の差引額は約15億円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源約4億円を差し引いた実質収支額は約10億円であり、一般会計及び特別会計ともに黒字決算となっております。

予算の執行状況におきましてはおおむね適正に行われ、基金運用状況も正確であるものと認められました。

続いて審査の意見でございます。

まず、一般会計についてでございます。

一般会計の収入済額は、前年に比較して約30億円減少しました。これは、実財源である財政収支繰入金及び依存財源である国庫支出金が、前年度に比較して大幅に減少したことによるも

のでございます。

市税の収入済額は、前年度に比較して3,462万円減少しました。コロナ禍における影響を受けて、市税収入全体で減少しております。

市税における不納欠損額は、前年度に比較して168万円の減、収入未済額も1,860万円の減となり、不納欠損額、収入未済額ともに減少しました。

当年度の市税の収納率は97.4%で、前年度に比較して0.3%上昇しております。

令和4年度は納税方法の拡大を図るため、スマートフォン決済の導入を進め、より一層納税者の利便性を高めるとのことですので、収納率のさらなる向上を期待しております。今後も収入未済額の減少を目指し、歳入の確保に努めていただきたいと思います。

また、ふるさと納税についてですが、返礼品の新規事業者の開拓に努められたことにより、前年度に比較して約1億円増額となりました。今後とも財政の確保に向け市の魅力を発信し、増額となるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、歳出の削減についてでございます。

一般会計の節別の決算額は、大きなものから負担金、補助及び交付金、扶助費、委託料、積立金などの順となりました。

負担金、補助及び交付金は、前年度は特別定額給付金事業費がありましたが、その分大幅に減となりました。

内訳は、市内事業者活性化補助金、臨時特別給付金など新型コロナウイルス感染症経済対策の各種支援事業が主なもので、前年度に引き続き、節別決算額のトップとなっています。

一般会計の不用額は約8億円で、前年度に比較すると1億8,702万円ほど増加しております。

不用額が生じた状況や理由を的確に判断、分析し、今後の予算編成及び適正な予算執行に努めていただきたいと思います。

実質収支額は約9億6,000万円と、歳入決算額の4.2%を占めており、実質収支額を標準財政規模で割った実質収支比率は7.9%となりました。

この比率は、3から5%の範囲内が健全とされ、5%を超える状況は収入が当初より相当上回った。歳出の不用額が多額に生じた状況を示しているとされておりますので、今後は常に財政状況を把握し、適切に執行されることを望みます。

次に、特別会計の国民健康保険事業、後期高齢者医療事業でございます。

国民健康保険事業は、前年度に比較すると被保険者数、世帯数ともに減少しております。

国民健康保険税は、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症に伴う減免によって前年度より減少しておりますが、保険給付費は前年度に比較すると増加しており、今後もこれまでに以上に医療費の増加が見込まれることから、医療費適正化対策を進め、収納率の向上に取り組み、事業の健全運営を行っていただきたいと思います。

後期高齢者医療事業につきましては、一般会計からの繰入金が前年度に比較して増加しております。

保険料の収入状況につきましては、滞納繰越分において収入未済額が増加していますので、早期解消に努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業でございます。

老朽化による維持管理費の増加が避けられない中、今後も施設、設備の長寿命化を図り、適正管理に努めていただきたいと思います。

次に、会計処理等についてでございます。

当年度の一般会計繰越明許費において、繰り越す必要がない事業において繰越処理を行うなどの不適切な会計処理が行われましたので、予算の管理を適正に行っていただきたいと思います。

また、窓口の公金収納において不適切な事案がございましたので、適正な公金の管理に努めていただきたいと思います。

瑞穂市の人口は増加しているものの、徐々に少子高齢化が進行している状況にあります。このような状況を踏まえ、医療や介護などの社会保障や子育て関連費用の増加、さらに公共施設の老朽化等による修繕費用、下水道整備、庁舎建設、JR穂積駅周辺整備事業といった大型事業による歳出の増加が見込まれます。

半面、市の歳入の根幹である市税収入の大きな伸びも期待できないことから、主要な事業の見極め、計画的な基金の積立てを行い、市民サービスの低下につながるような事業の推進に努めていただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計でございます。

審査の結果は、関係法令に従い作成され、経営成績及び財政状況が適正に表示されているものと認められました。

当年度の経営収支は、総収益約5億円に対し、総費用約4億5,000万円で、差引き約9,484万円の純利益となりました。主に費用である総係費、資産減耗費の減少に伴うものでございます。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金とその他の未処分利益剰余金変動額約1億5,000万円を含め、当年度未処分利益剰余金は2億5,013万6,356円となりました。

なお、収益率、構成比率、財務比率等の項目につきましては、計数を対比させ、分析・検討を加えました結果、その数値はおおむね良好であるものと認められました。

続いて、審査の意見でございます。

業務面につきましては、当年度の有収率は83.1%で、前年度に比較すると0.6%減少しておりますが、当初の目標値の85%の達成に向けて尽力していただきたいと思います。

今後の水道事業経営は安定していると考えられますが、今後も漏水防止対策、老朽化に伴う

施設修繕、設備の更新などの多額の費用が必要となりますから、長期的な展望に立ち、瑞穂市水道事業ビジョンに基づき、引き続き健全経営を進めていただきたいと思います。

続きまして、下水道事業会計でございます。

関係法令に従い作成されたもので、経営成績、財政状態が適正に表示されているものと認められました。

経営収支は、総収益約2億円に対し、総費用約1億9,000万円で、差引き約4,500万円の純利益となりました。

主に収益である他会計補助金、長期前受金戻入の増加に伴うものでございます。

当年度の純利益に減債積立金からの振替によるその他の未処分利益剰余金変動額3,808万円を含め、当年度未処分利益剰余金は約8,388万円となっております。

続きまして、審査の意見でございます。

業務面につきましては、処理区内の水洗化比率につきましては74%で、前年度に比較すると0.6%増加しました。当年度においては、当初の目標値80%の達成に向けて、下水道接続の促進に努めていただきたいと思います。

続いて今後の下水道経営についてですが、令和8年度中の供用開始を目標に、瑞穂処理区の整備が進められ、当年度においては用地の売買契約が進み、全体の98%の取得がなされております。

昨今のウクライナ情勢などにより、円安や原油の価格に影響が出てきており、資材についても著しく高騰するなど、今後の事業に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

下水道事業は多額の経費を要するため、使用料の増収を図り、費用削減に取り組むなど、独立採算の原則に基づき、一般会計からの繰入金に依存することなく将来の人口減少も考慮し、計画的に事業展開をしていただきたいと思います。

このほか、財政健全化審査における判断比率において、実質赤字、連結実質赤字、将来負担率の各比率は発生せず、実質公債費比率は0.4%と前年度に比べ上がっております。

また、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の各会計における経営健全化判断比率からの資金不足比率も発生しておりません。

最後に、審査の意見は以上でございますが、先般の市の備品を売却するといった市民の信頼を大きく損なう不祥事が発生したことは誠に遺憾でございました。学校等監査時の重点項目として備品に着目し、適正な備品管理の改善を意見してきたところでありますが、いま一度基本にのっとり、職員一人一人が備品管理の重要性を再認識し、適正な管理に向け真摯に取り組み、信頼される市政の回復となるよう切に望むものでございます。

これで報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これでは監査委員からの決算審査の意見を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時54分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第47号及び議案第48号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議案となっております議案第47号及び議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

---

#### 議案第47号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について議会の意見を求められております。

そこでまず、江間よし子君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただきますようお願いいたします。

これから江間よし子君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に江間よし子君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に江間よし子君を適任とすることに決定をしました。

次に、古川文行君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから古川文行君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に古川文行君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に古川文行君を適任とすることに決定しました。

したがって、議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦については、両名ともに適任とすることに決定しました。

---

#### 議案第48号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） これより、議案第48号 古橋遊水池整備工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野でございます。

1点ですけれども、巢南の庁舎からずっと下がって、東海道本線のインター近くの遊水池ということですが、異常出水時の対策でやるわけですが、排水路のほうですが、既設の排水路は整備しなくてもいいのか、そこだけちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 48-4の平面図を御覧いただいたと思うんですが、水色の部分が令和5年度の排水路の工事になっておりますが、現在の位置としましては、その下の部分の取付け道路の部分に水路がありますので、既存の排水路も結果的には整備をするというか、位

置を変えるような形になりますというお答えになります、よろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） せっかく遊水池を造って対策をするものですから、要は既設の水路で十分可能かということやね。あそこがなくなってもいいのかということを確認したかったんです。

○議長（若井千尋君） 今の質疑に対しまして、議案第48号に対しましては1から5までの内容となっておりますので、今の質問に関しては議案と違うというふうに判断させていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは、私が思うのは一連だというね。そこをなぶるんですから既設の排水路はそれで十分かと、そこだけです。

○議長（若井千尋君） 今申し上げましたとおり、48号の議案の内容とはずれておりますので、その質問に関しましては受け付けません。

そのほかに質問・質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

議案第48号 古橋遊水池整備工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午前11時02分